

野球におけるアマ・プロ関係の経緯と課題

はじめに

我が国の野球は、明治六年に東京大学の前身である開成学校の二人の米人教師によって伝えられたとされておられ、百二十年余の歴史を有しているが、この間、幾多の先人のたゆまぬ努力により発展し、国民的スポーツとして広く愛好されるようになった。

しかし、明治、大正、昭和を経て平成に至る長い道のりは、決して平坦なものであったわけではなく、数多くの困難な問題に直面してきた。

ここでは、その中の一つの問題である野球におけるアマ・プロ問題について考察してみた。

日本にプロ野球の組織が結成されたのは昭和十一年であるが、野球におけるアマ・プロ問題が顕在化したのは、学生野球にあつてはそれ以前の昭和の初期からであり、社会人野球においては終戦後からである。すなわち、昭和六年秋に大リーグ選抜チームを招聘する際、主催者は、当時、アマ・プロの区別について厳しい論議がなかつたにせよ、招聘チームは純然たるプロであり、主たる対戦相手となる東京六大学チームは純然たるアマであるということから、東京六大学野球連盟の意向を打診している。これに対し、同連盟は、「米國チームに教えを請う」という見解を示し、対戦することを承諾した。

その後、昭和九年秋にも大リーグ選抜チームを招聘した主催者は、学生チームとの試合が困難となったことから、在学選手を除く全日本チームを編成し、これに当たった。これは、昭和七年に文部省訓令のいわゆる野球統制令が施行され、学生野球とプロ野球との間に一線が引かれたからである。

社会人野球については、戦後の昭和二十一年にスタートした国民体育大会において第三回大会まで実業団の部があつたが、アマチュア問題の解釈から、昭和二十四年以降は国体の選手権から除かれた。

また、昭和二十三年の第十九回都市対抗野球大会の開会式において米國野球協会日本支部長のマーカッ

ト少将から、「本大会の優勝チームを日本ノンプロ野球の代表として承認し、国際的ノンプロ野球大会に出場させる」旨の意向が伝えられた。

戦後、学生野球、プロ野球に先立ち、最初に社会人野球が国際大会に参加できる道を与えられたことから、これに対応すべく、昭和二十四年に日本社会人野球協会が設置され、同時に米国野球協会に加盟、これに伴い、プロとノンプロの関係を明確にした「日本社会人（ノンプロ）野球協賛資格規定」が制定された。これによって、社会人野球はプロ野球と一線を画すことになった。

その中であつて、社会人野球とプロ野球との関係は、昭和二十四年から今日に至る四十六年の歳月の間、幾多の変遷はあつたが、その基軸は、日本社会人野球協会設立時に定めた日本社会人（ノンプロ）野球協賛資格規定に準拠している。

この規定が定められてから、あと四年で半世紀となる今日、日本野球連盟としては、本連盟のより一層の進展、ひいては野球界のさらなる発展に寄与するために、社会人野球とプロ野球の関係について、いかにあるべきかを問い直してみる時期を迎えていると考える。

そのためには、特にこれまでの経過を知る必要があると考え、「野球におけるアマ・プロ関係の経緯と課題」というテーマに取り組んでみた。

拙著が本連盟関係者にとって今後の進むべき方向を検討するための一助となれば幸いである。

平成六年七月二十二日

日本野球連盟専務理事

小野 秀夫

目 次

米国プロ野球との交流と野球統制令	1
プロとノンプロの関係を明確化	4
社会人野球とプロ野球の断絶	7
社会人野球とプロ野球の協議再開と関係の改善	13
アマ・プロ合同の「全日本野球会議」の設置	16
アマ・プロ問題の今後の課題	21
おわりに	22

大学野球選手及び部員のプロ野球団への入団その他に関する規定	25
高等学校野球選手及び部員のプロ入団その他についての規定	25
日本プロフェッショナル野球協約（一九九四年版）（抄）	26
日本野球連盟寄附行為施行細則（抄）	29
日本野球連盟登録規程（抄）	29
全日本軟式野球連盟規程細則（抄）	33
全日本軟式野球連盟競技者規程（抄）	33

競技者規程細則（抄）	34
アマチュア野球関係者との確認事項（抄）	35
日本野球界における主な組織の変遷	36
主な野球大会等の開始年	37

米国プロ野球との交流と野球統制令

昭和十一年二月五日の日本職業野球連盟発足以前における米国プロチームの来日は、明治四十一年のリーチ・オール・アメリカン・スター・オブ・ベースボールというコーストリーガーを主体としたチームに始まり、大正二年のマグロー・コミスキー両監督に引率されたニューヨーク・ジャイアンツ、シカゴ・ホワイトソックスの世界周遊野球団、大正九年のコーストリーグを主体とするオール・アメリカン・オール・ナショナルの両チーム、大正十一年のハンターが率いる大リーグ選抜チーム、昭和六年のグローブ・ゲリックを投打の中心とする大リーグ選抜チームを経て、昭和九年のベープ・ルースを主将とする大リーグ選抜チームまでの六回である。

この間、昭和六年の五回目までは、主に大学チームが対戦相手となっていたが、昭和九年のときは、学生チームとの試合が不可能となり、主催者は、在学選手を除く全日本チームを編成してこれに当たった。

このため、沢村榮治投手は京都商業を、スタルヒン投手は旭川中学をそれぞれ中途退学して全日本チームに参加した。

これは、文部省が「学生野球の適正健全なる発達を図るため、学生野球の施行に関し、その扱ふべき基準を示す」とし、昭和七年四月一日に施行された文部省訓令第四号（昭和七年三月

二十八日)「野球ノ統制並施行ニ關スル件」いわゆる野球統制令に、「學校「チーム」ハ當該學校長及文部省ノ承認アル場合ノ外、國外ニ遠征シ若ハ來朝「チーム」ト試合ヲ行フヲ得ザルコト」「學校選手ハ職業選手ト試合ヲ行フヲ得ザルコト但シ學校長及文部省ノ承認アル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト」の規定が設けられたことによる。

学生野球関係者は、終戦後、直ちに文部省に対し、学生野球の今後の指導運営については学校当局が教育的責任を持って自主的に実施することとし、この訓令の廃止を要望した。

一方、昭和二十一年八月に学生野球の民間人による自主的運営のため日本学生野球指導委員会を結成、十二月二十一日に同委員会を發展的に解消し日本学生野球協会を創立、同時に、学生野球の振興、指導、監督の基準として学生野球基準要項を制定した。これらの努力が実り、

野球統制令は、文部省訓令第六号によって昭和二十二年五月二十一日に廃止された。

その後、日本学生野球協会は、基準要項に基づく経験をもとにして、同要項を發展させ、昭和二十五年一月二十二日に日本学生野球憲章に改めた。

現行の日本学生野球憲章では、プロ野球との関係について、

「①選手及び部員は、職業野球に所属する選手、監督、コーチ、審判員その他直接に職業野球の試合若しくは練習に関与している者又は関与したことがある者と試合若しくは練習を行ない、又はこれらの者からコーチ若しくは審判を受けることができない。但し、直接に職業野球の試合又は練習に関与したことがある者であっても、日本学生野球協会審査室においてその適性を認定された者については、その限りでない。②前項の規定は、職業野球のスカウトその他

これに準ずる者についても、これを準用する。」(第十条第一項及び第二項)

「②選手又は部員は、いかなる名義によるものであっても、職業野球団その他のものから、これらとの入団、雇傭その他の契約により、又はその締結を条件として契約金、若しくはこれに準ずるものの前渡し、その他の金品の支給、若しくは貸与を受け、又はその他の利益を受けることができない。」(第十三条第二項)

「選手若しくは部員又はその代理人は、その選手又は部員と職業野球団その他のものと入団、雇傭その他の契約の締結に関する交渉その他の行為をするについては、財団法人全日本大学野球連盟又は財団法人日本高等学校野球連盟の定めるところに従わなければならない。」(第二十条二条)

と規定している。

なお、全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟は、日本学生野球憲章第十三条第二項及び第二十条の規定を補足する意味で、「大学野球選手及び部員のプロ野球団への入団その他に関する規定」〔注1参照〕、「高等学校野球選手及び部員のプロ入団その他についての規定」〔注2参照〕を定めている。

また、アマ復帰資格審査の対象者については、「昭和三十三年十二月三十一日までに最終球団を退団し、社会人か軟式の一方いずれかのアマ資格を取得している者に限り特別審査をする」としている。

前述の米国プロチームとの対戦に加え、明治四十三年と大正三年に慶大が、大正九年には早

大が大リーグからコーチを招き指導を受け、昭和七年十一月には、ハンターが率いる大リーグ選手のオドール等が東京六大学選手をコーチする目的で来日するなど、戦前の米国プロ野球との交流は、我が国野球の技術向上に大きく寄与した。

昭和七年以降は、戦後間もない昭和二十四年秋にオドールが率いるサンフランシスコ・シールズと東京六大学選抜チームが対戦したこともあるが、アマ・プロの区別を厳格にした野球統制令は、その後の学生野球とプロ野球との関係に少なからず影響を与えた。

プロとノンプロの関係を明確化

社会人野球の発端としては、遠く明治十一年に、新橋駅の鉄道関係者によって新橋アスレチックスクラブが結成されたが、実質的には、第一次世界大戦後、日本が好景気に恵まれた大正五、六年に会社が続々とチームを持つようになったことに始まる。

これを受け、各地で実業団野球大会が行われ、早くも大正九年には、都市対抗野球大会の基礎を築いたとも言える全国実業団野球大会がスタートし、大正十五年まで毎年開催された。

昭和二年に誕生した都市対抗野球大会は、第二次世界大戦により一時中断されたが、昭和十一年の再開と同時に、戦前からあった社会人野球の全国統一組織結成の声が再び高まり、昭和二十四年二月十六日、各地方の実業団野球連盟を発展的に解消し、「社会人野球の健全なる普及及び発達並びに会員相互の親睦を図る」との旗印のもとに、全国を九地区連盟とし、三百

四十二の加盟チームをもって日本社会人野球協会（日本野球連盟の前身）が発足した。

日本社会人野球協会は、発足と同時に米国野球協会（ナショナル・ベースボール・コンGRESS）略称N・B・C、ノンプロ野球の統制組織）への加盟を決定、国際野球機構の一員として国際舞台に進出する足がかりをつくった。その際、新聞は「プロと一線を画す」と報じた。

これは、日本ノンプロ野球代表チームの国際的野球大会出場への道を開いた連合国軍総司令部経済科学局長で米国野球協会日本支部長のマーカット少将から、「プロとノンプロの関係を明確にする必要がある」との意向が示され、規約とともに、日本社会人（ノンプロ）野球協会資格規定（昭和六十年に廃止し日本野球連盟規約施行細則を制定、平成三年に日本野球連盟登録規程へ移行）を制定したことによる。

この規定中、プロとの関係の主な点を抜粋すると、

一、本會においてノン・プロとは次の者を指す（但し、N・B・C（ナショナル・ベースボール・コンGRESS）のノン・プロ資格は社會人學生、セミ・プロも含んでいるが、日本では當分の間社會人のみをいう）

（イ）職業野球組織あるいはこれと同じ目的を以て野球を行う者を除いた野球チーム及びプレーヤー

（ロ）野球以外の職業に従い趣味として野球を行う者

（ハ）金銭またはこれに等しき報酬を得ようとする目的のために野球を行う者でないこと

二、本協會に加盟するチームあるいは選手が次に規定する各項に違反する時は資格を失い登

録をまつ消される

- (イ) 職業野球競技者と試合した場合（但し、會長の許可ある時はこの限りに非ず）
- (ロ) 職業野球競技者並びに關係者と試合はしないが同一催しの中で行つた場合（但し、會長の許可ある時はこの限りに非ず）

(ハ) 金銭またはこれに等しき報酬を受ける目的で野球を指導した場合

五、職業競技者だつた者が本協會に加盟登録する場合は次の條件が具備された上で協會審査室の承認を得なければならない

- (イ) 昭和二十四年二月十六日以前に職業野球組織において選手登録をまつ消したること
 - (ロ) 昭和二十四年二月十七日以後は職業野球組織において選手登録をまつ消したる場合
- あるいは所屬する職業野球團を圓滿退社したと認めた場合は登録まつ消退團後共に何れも原則として一カ年を経過しておくことを必要とする

十三、社會人にして資格審査室によつて一度職業競技者の判定を受けた者が加盟せんとする場合左の各條件が具備された上で資格審査室の承認を得なければならない

- (イ) 職業野球競技者としての判定を受けてから一カ年を経過すること
- (ロ) 翻意の情顯著にして再び職業競技者としての判定を受ける様な行為をなさぬことを誓約したる場合

となつてゐる。

それ以前の昭和九年十二月二十六日、大リーグ選抜チームを迎えるために結成された全日本

チームを母体として株式会社大日本東京野球俱樂部（読売ジャイアンツの前身）が創立された。このチームは、翌十年の春に渡米し百十試合を行い、秋には各地の社會人チームを相手に、第一期は東北と北海道、第二期は西日本、第三期は東北奥羽、第四期は関東で、試合に次ぐ試合を重ねた。

その後も、プロ野球リーグを春と秋の二シーズン制とし、各季の優勝チーム同士による王座決定戦を行つていた時代には、夏の間はプロチームが各地に遠征し社會人チームと対戦するなど、終戦直後までプロチームとの試合は続いたが、日本社會人（ノンプロ）野球協會資格規定の制定に伴い、その道は閉ざされた。

プロとノンプロの関係を明確化した資格規定は、その後の社會人野球とプロ野球との交流に大きな影響をもたらした。

社會人野球とプロ野球の断絶

昭和二十五年十二月十七日に開かれた日本社會人野球協會の理事会において、マーカット少將の勧告もあり、野球界の健全な発展と交流を図るため、今回に限る特例として、「昭和二十五年十二月末日までにプロ球団を圓滿退團し、明二十六年三月末日までに資格審査室（平成三年に廃止、常任理事会へ移行）の審査を経て資格を得た者は四月一日から試合に出場できる」とする暫定措置を決議した。

これに伴い、「シーズン中、プロ野球側は社会人野球の監督、選手を引き抜かない」とするセントラル野球連盟及び太平洋野球連盟との申し合わせが成立した。

さらに、昭和二十六年十二月十九日の理事会においては、セントラル野球連盟及び太平洋野球連盟からの継続の申し出を受け、この措置を一年延長し、これを「選手の転出加入に関する協約」として明文化した。

その骨子は、

「①プロは、昭和二十七年三月一日から十月三十一日までの間、ノンプロの選手をとることができない。②ノンプロは、昭和二十六年十二月三十一日までにプロを退団、二十七年三月三十一日までに資格審査室の承認を得た者を登録できる。③プロ退団者でノンプロ入りを希望した場合 ④プロ退団の動機が好ましくからぬ事故があった者 ⑤過去二回にわたり同様の審査を受けた者 ⑥チームの集団としてのプロを退きそのままノンプロ入りした場合 ⑦登録当時このチームにも所属していない者：以上四項目に該当した者は認められない。細則①プロからノンプロへの加入は一チーム三名以内とする。②ノンプロのチームでプロのファーム・チームと思われるものは登録を抹消する」というものであった。

その後、「プロ退団者の登録を翌年秋の日本産業対抗野球大会終了後に延長する」などの変更があったが、この協約は、昭和三十五年まで毎年シーズンオフに双方の代表者会議を行って締結されてきた。

昭和三十六年に入り、日本社会人野球協会は一月二十三日の評議員会で前年どおりの協約締結を決議したが、日本社会人野球協会が年々制約を強めてきつつあることを憂慮した日本プロフェッショナル野球組織は、「(1)日本産業対抗野球大会終了後試合に出場できるとあるを、夏の都市対抗野球から出場させてほしい。(2)一チーム一年に二名しか登録できないとあるを、その人数を増加してほしい」と日本社会人野球協会に申し出た。

日本社会人野球協会は、「(1)については、学生野球側と一体となって日本アマチュア野球協会(昭和二十九年―四十一年)を結成しており、学生野球のプロ受け入れ条件はプロ球団を退団後一年をたってから審査室にかけて適当と認められた者を許可している関係上、学生野球側と同一の扱いをしたいので一カ年の線は崩せない。(2)については、一チーム一年間に三名を認めたのは、二年で六名になり、三年たてば九名、すなわちレギュラー全員が登録できることになる。しかし、一年間に五名も六名も同一チームに登録することはプロ球団のファーム・チームとしての色彩が濃くなるので、それは認められない」旨の回答をした。

これに対し、日本プロフェッショナル野球組織は、四月四日の実行委員会で「昨年まで毎年日本社会人野球協会と結んでいた協約を今年は結ばない」として協約締結の拒否を決めた。

したがって、都市対抗野球大会の終了を待たず、社会人野球選手をスカウトすることができなくなるなど、社会人野球とプロ野球とは無協約の状態となった。

その直後の四月二十日に中日ドラゴンズが日本生命の軸打者・柳川福三外野手と契約、入団を発表した。

この事態を受けて、日本社会人野球協会は四月二十四日に緊急役員会を開き、

一、プロ退団選手の本協会への転入は、来年度（三十七年）より今後一切受け入れない。

一、中日の関係者は、今後一切協会の会員にはなれない。

一、協会所属の選手が、今後、従来のプロ野球との協約期間中、プロ球団に加入した場合は、当該チームは都市対抗予選及び本大会の出場は遠慮されたい。ただし会長の許可ある場合はその限りにあらず。

一、本年度（三十六年）プロ球団を退団した者が、本協会の会員になるためには、退団後二年より五年を経て審査し、資格審査室の審査をパスした者に限る。

一、元日本生命野球部の柳川福三選手は本協会に復帰することはできない。

以上の五項目の案を作成し、理事会に諮ることとした。

その後、五月十三日に緊急理事会が開かれ、「従来とかく批判があったプロ野球側との協約は日本社会人野球協会の自主的な措置として実施してきたが、協約を破棄された現在では、いかなる犠牲を払おうとも、アマチュア野球の円満なる発展向上に努力すべきである」ということで意見の一致を見た。

加えて、日本社会人野球協会は、この線に沿って、従来どおり日本学生野球協会並びに全日本軟式野球連盟と相互に手を携え、我が国アマチュア野球の一層の発展に精励することを確認し、次のことを決議した。

その内容は、「日本社会人野球協会は、アマチュアであることを確認し、さきに提示した五項目の中の第一項により、今後、プロ球団を退団した選手は、一切受け入れないことに決定した。ただし、資格審査室で認められた選手については新たに内規を受け、許可された者は本協会の会員になることができる」というものである。

さらに、七月二十八日の理事会では、「プロ野球退団者の受け入れに関する審査の内規」を決めた。

この内容は、「プロ球団の監督、コーチ、選手であった者は一切受けつけず、その他の関係者（球団職員など）だけが例外として資格審査室で認められた場合に加盟チームに関係できる。また、これまで短期間に限ってプロ球団の監督、コーチ、選手からコーチを受けることを許可していたが、今後はこれも一切認めない」ということであった。

当時の新聞には、アマ・プロ双方の見解として、

佐伯達夫日本社会人野球協会副会長の話「プロ側の言い分はおかしい。自分の方のプラスの面だけを考えて、ほかはどうなってもよいというような考え方だ。社会人協会は一応従来の協約に基づいてあくまで協調しようとしてきたのだが、致し方がない」

小川正太郎日本社会人野球協会常任理事の話「この際、協会としてはアマチュアリズムを確立したいということだ。プロとの協約もなくなったから、社会人選手のプロ入りも自由だが、復帰はほとんど絶望だ。社会人野球が弱くなり、チーム数が減ってもいい」

藤田重次郎日本社会人野球協会資格審査室委員長の話「我々もプロとの協約は最大限の譲歩だった。もっと制限をゆるめてほしいという意見はうなずけない。プロ側は自分の立

場ばかり考えてアマとしての純粹性を少しも考えていない。プロへ入った以上、アマにかえれると思うのがおかしい。そんな考えでプロ入りすること自体が間違っている」

井上 登プロ野球コミッショナーの話「ノンプロ野球といってもこれはセミ・プロであり、アマといっても最近ではアマとプロの限界が段々せばめられて来た。日本の社会人野球だって本当はセミ・プロにした方が、とも思う」

鈴木龍二セントラル野球連盟会長の話「たまたま、中日の柳川選手のこと、社会人野球協会がこういう制圧に出たことはまことに狭い考えだ。感情の激発としか思えない。プロを退いた選手が一年もほされていたら野球選手の生命は短いだけに社会問題だと思つて前々から制限緩和をお願いしてきたが、これを取り入れてくれなかつた」

といった激しい談話が掲載されており、この時期の両者の関係は相当険悪な空気にあつたことが窺われる。

なお、日本社会人野球協会の本田竹蔵常任理事は、「その後、日本学生野球協会、全日本軟式野球連盟が社会人野球の声明に同調する旨を明らかにしてきたことに反発するかの如く、高田高の門岡問題、関大の村瀬、浪商高の尾崎の中退引き抜き問題が起こつて、ますます波紋を大きくしてきた」と述べている。

これらの不幸な出来事が惹起したことにより、その後、長期間にわたつて両者の溝は埋まらず、社会人野球とプロ野球との交流のみではなく、アマ・プロの関係に大きな障害をもたらすことになった。

社会人野球とプロ野球の協議再開と関係の改善

その後、日本社会人野球協会は、断絶から八年を経た昭和四十四年三月に日本プロフェッショナル野球組織から協議再開の申し入れを受け、七月二十二日の理事会で、プロ野球対策委員会の設置を決定、十二月十六日の理事会で、山本英一郎、大館勲夫、稲葉誠治、東保秀喜、久保田喜延、松井徳三の六氏を委員に選任した。

同委員会は、精力的に対策を検討し、その促進を図り、それを受けて、翌四十五年七月二十三日の理事会では、「協会会員のプロとの交渉期間の制定に関する内規」を決定した。

それに対し、日本プロフェッショナル野球組織は、協会決定の内規を尊重し、ドラフト会議でリストアップした選手に対する交渉期間は日本産業対抗野球大会終了後から翌年の二月末日までとすることを了承した。

なお、昭和四十六年一月二十五日の評議員会において活発な質疑応答が行われた結果、プロ野球側との関係について、共存共栄の精神を踏まえ、協会の基本姿勢を示す声明文を満場一致で可決した。

その声明文の内容は、

「日本社会人野球協会はアマ・プロを問わず、日本野球界の発展を願うという大局的見地に立って昭和四十四年三月にプロ野球側の会談申し入れを受けて以来、双方の立場を尊重し、共存

共栄を図る建前で今日まで友好的な話合いがもたれ、その間に若干の進展が見られました。しかしながらその後、困った新事態も発生しましたので、当協会としても野球界全体の向上を願う趣旨から自らを律する姿勢を打ち出したいと思えます。

- 一、社会人野球のシーズンは三月から十一月上旬までであることを確認し、その期間は一切プロ野球との交渉、契約を禁止する。
- 二、プロ野球のドラフト制度に対する要望として、当協会の会員と交渉契約するには、すべて事前にドラフトにかけて行ってもらいたい。
- 三、選手のモラル向上を図るために当協会に加入する新会員は二年乃至三年は所属チームを離れることはできないと取決めたい意向もある。
- 四、技術向上のため専門職として、コーチをプロ野球経験者の中から選ぶ方法を前向き姿勢で今後検討する。

以上の諸点についてプロ野球側と話合いの場をもって努力したいと思えます。」
となつている。

また、昭和四十八年一月二十四日の評議員会では、「プロ野球選手経験者であっても、加盟チームの申請があれば、資格審査室の議を経て、定められた期間に限り、コーチ（技術指導）を受けられる」とする議案が可決され、「日本社会人野球協会所属選手に対する交渉禁止期間（現行は選抜会議の日から翌年度の社会人野球日本選手権大会の終了の日まで。ただし、所属チームが同大会の予選又は本大会で敗退したときは、その日から交渉できる）の設定と新規登録後二年（シーズン）間その選手と選手契約を締結しない」とする日本プロフェッショナル野球組織との合意事項が承認された。あわせて、プロ野球対策委員会は、この日をもって発展的に解消し、常任理事会がその衝に当たることとなった。その後、昭和五十二年に、前記の新規登録者の契約禁止期間のうち、高校及び中学卒業者を三年（シーズン）間に延長することなどの合意を見ている。

さらに、日本社会人野球協会は、昭和三十六年十一月十三日以後のプロ野球選手経験者について、昭和五十三年に、競技者（技術役員）と称して監督、コーチ（一チーム二名以内）の職務に限り受け入れを認めることとし、平成四年には、プロ野球選手経験者の技術委員等への道を開き王貞治氏を名誉会員に委嘱、コーチ（技術指導）については現役選手も可能とした。平成六年には、コーチ（技術指導）の申請手続を許可制から届け出制へ変更、期間制限等の撤廃措置を講ずるなど、プロ野球との関係の改善が図られてきた。（注3・注4参照）

一方、日本学生野球協会は、昭和四十八年に「大学野球部が、元プロ野球選手からコーチを受けるについての規程」を定め、大学OBの元プロ野球選手からコーチを受けることができることとし、昭和五十九年には「元プロ野球選手の高教教諭十年勤続者に関する特別措置」を実施し、平成六年から、これを五年に短縮する措置を講じ、平成元年には、審査室の許可を受け、指導者や役員を対象とした連盟主催の研修会やシンポジウムでプロ関係者を講師として依頼できる道を開いている。

なお、全日本軟式野球連盟は、規程細則、競技者規程及び同細則で元職業野球競技者に関する

る取り扱いを定めている。(注5参照)

プロ野球側は、昭和四十年に新人選手の選択会議、いわゆるドラフト制度を導入、平成二年及び平成五年にオリンピック候補選手のドラフト凍結を受け入れ(注6参照)、同じく平成五年にはドラフト指名外選手の獲得禁止規定を設けたほか、オリンピック対策や野球競技の底辺拡大事業に対する積極的な支援、国際野球連盟の主唱するワールド・ベースボール・ウィーク・イン・ジャパンの共同開催など、アマ・プロ間の良好な環境づくりに努めてきた。

さらに、平成六年四月三日に設立された日本プロ野球OBクラブ(川上哲治会長)は、設立趣意書で「プロ・アマ交流の促進」を掲げており、これに前向きに取り組む姿勢を示している。なお、平成四年三月七日には、バルセロナ・オリンピック出場の日日本チームとプロ選抜チームの試合が実現し、日本野球界の歴史に新たな一ページを記した。

アマ・プロ合同の「全日本野球会議」の設置

これらの取り組みが実り、平成六年一月十四日に行われたアマ・プロ首脳懇親会の席上、アマ・プロを問わず、野球競技に関係する諸団体の代表者が一堂に会して、野球界発展の対応策を話し合うための会合の開催が話題となった。

その後、全日本アマチュア野球連盟と日本プロフェッショナル野球組織の間で準備が進められ、四月十三日に、アマ・プロ双方から総勢五十名が集い、初のアマ・プロ合同会議が開かれた。

この会議には、全日本アマチュア野球連盟廣岡知男会長、日本プロフェッショナル野球組織吉國一郎コミッショナーはもとより、全日本アマチュア野球連盟の首脳、全日本軟式野球連盟及び各少年野球団体の首脳や日本野球連盟関係企業の代表者などのアマ球界関係者と、セ・パ両連盟会長、球団オーナー、球団代表や日本プロ野球OBクラブの代表者などのプロ球界関係者が参加した。

会議では、日本野球連盟飯田庸太郎会長、日本プロフェッショナル野球組織実行委員会川島廣守議長、日本高等学校野球連盟牧野直隆会長、日本プロフェッショナル野球組織オーナー会議松田耕平議長、全日本アマチュア野球連盟山本英一郎副会長、日本プロ野球OBクラブ川上哲治会長、世界少年野球推進財団王貞治専務理事、日本リトルシニア野球協会林和男会長、日本リトルリーグ野球協会八尋俊邦会長、日本プロ野球OBクラブ江本孟紀事務局長、全日本軟式野球連盟五味博一副会長、日本野球連盟関東地区連盟建内保興会長、日本野球連盟松永伶一常任理事から意見の開陳があるなど、活発な討論を交わした結果、「全日本野球会議」の設置が決定され、次の共同声明を採択した。

「わが国の野球は、一八七〇年代に伝えられ、すでに一二〇年余の歴史を有している。この間、学生野球、社会人野球、プロフェッショナル野球を初め、軟式野球、少年野球など各団体の熱意と努力により、健全で、だれもが楽しめる球技として発展してきた。同時に、老若男女を問わず幅広いファンの温かい声援に支えられ、わが国最大の国民的スポーツに成長した。

今日、国民ニーズの多様化により、スポーツを取り巻く環境に変化が見られるようになった。われわれ野球に携わるものは、21世紀に向かって進むべき道を問い直してみる必要がある。わが国の野球が国民に広く愛され、親しまれ、さらに発展していくために、いま何をなすべきか。各競技団体は、世界の頂点を極めるといふ大きな目標のもとに結束し、併せて底辺の拡大に尽力することが肝要である。

野球を愛するすべての団体が手を携え、技術の向上、指導者の育成、普及振興事業の充実を図り、競技者養成の組織化、野球環境の整備充実を推進する必要がある。

そのため、全日本アマチュア野球連盟、日本野球機構及び野球競技にかかわるすべての団体を結集して全日本野球会議を開催し、全員の合議に基づき、これら課題に全力で取り組むことに本日、合意した。」

この会議においては、共同声明の採択のほか、本野球会議を今後も継続的に開催すること及び運営の円滑化を図るための幹事会の設置が満場一致で可決され、幹事には、アマ側から、全日本アマチュア野球連盟の廣岡知男会長、山本英一郎副会長、小野秀夫専務理事、長船駿郎常任理事、プロ側から、吉國一郎日本プロフェッショナル野球組織コミッショナー、川島廣守セントラル野球連盟会長、原野和夫バシフィック野球連盟会長、伊藤潤夫プロ野球開発協議会座長の八名が選任された。

第一回幹事会は五月二十四日に開かれ、具体的な対策を協議する場として各種委員会の設置を決め、技術力向上委員会、指導者育成委員会、普及振興委員会、医・科学委員会の四つの委員会を置き、全日本アマチュア野球連盟及び日本プロフェッショナル野球組織からそれぞれ十名、計二十四名の推薦を得て、一委員会六名で構成することとした。各委員会の委員には、次の各氏が選任されている。

〔アマ野球推薦委員〕

◆ 技術力向上委員会

全日本アマチュア野球連盟選手強化対策委員会委員長 ○ 前田 祐吉
全日本アマチュア野球連盟選手強化対策委員会委員 福 島 敦彦
世界少年野球推進財団専務理事 王 貞 治

◆ 指導者育成委員会

全日本アマチュア野球連盟常任理事 ◎ 松 永 怜一
全日本アマチュア野球連盟常任理事 宮 井 勝 成
全日本アマチュア野球連盟理事 松 井 一 之

◆ 普及振興委員会

全日本アマチュア野球連盟理事・事務局長 ◎ 篠 原 一 豊
全日本アマチュア野球連盟評議員 鬼 頭 鎮 三
全日本アマチュア野球連盟評議員 鈴 木 義 信

◆ 医・科学委員会

全日本アマチュア野球連盟医・科学専門委員会委員長 増 島 篤

全日本アマチュア野球連盟医・科学専門委員会副委員長
全日本アマチュア野球連盟医・科学専門委員会委員

比佐 仁
川島 英夫

〔プロ野球推薦委員〕

◆技術力向上委員会

日本プロ野球OBクラブ技術指導委員会委員長
日本プロ野球OBクラブ顧問
日本プロ野球OBクラブ副会長

◎広岡 達朗

藤田 元司
張本 勲

◆指導者育成委員会

ヤクルトスワローズ球団代表
日本プロ野球OBクラブ会長補佐
日本プロ野球OBクラブ副会長

○田口 周

田淵 幸一
星野 仙一

◆普及振興委員会

西武ライオンズ球団代表
日本プロ野球OBクラブ技術指導委員会副委員長
日本プロフェッショナル野球組織コミッショナー事務局長

○清水 信人

豊田 泰光
金井 義明

◆医・科学委員会（未定）

（◎は委員長、○は副委員長）

なお、医・科学委員会を除く三委員会は、七月十一日に初会合を持ち、活動を開始した。

野球におけるアマ・プロの関係は、すべての野球関係団体で構成する全日本野球会議の設置により、新たな展開を迎えることになった。

アマ・プロ問題の今後の課題

前述のように、野球界は、戦前には文部省による野球統制令の施行、戦後は米国野球協会の指導による日本社会人（ノンプロ）野球協會資格規定の制定もあってアマ・プロの区別が厳格となり、その後、いわゆる柳川事件の発生がそれをより厳しいものにするという経過があった。なお、野球界は、統括団体を有さず、日本学生野球協会、全日本大学野球連盟、日本高等学校野球連盟、日本野球連盟、日本野球機構、全日本軟式野球連盟の六団体が法人格を有しており、さらに、野球競技がバルセロナ、オリンピックから正式種目に加えられたことを受け、日本野球連盟及び日本学生野球協会（所属団体は全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟）で構成する全日本アマチュア野球連盟が平成二年六月二十日に設立され、それぞれが自主的に活動を展開し、野球の発展に貢献してきたという特殊性がある。

今後、アマ・プロ問題について野球界が取り組むべき課題は、スポーツを取り巻く国民ニーズの変化を的確に把握し、アマ・プロ間に生じたこれまでのいきさつを乗り越え、各野球競技団体の自主的な運営を互いに尊重しつつ、アマ・プロが一体となって英知を結集して、我が国の野球の発展を期すための有効な道筋を見出し、これを具現していくことである。

おわりに

以上、野球界におけるアマ・プロ関係の経緯を中心に、その課題についても述べてきたところであるが、今日、国民のスポーツに対する関心の多様化に加え、出生率の低下に伴う少年層の野球競技人口の減少などにより、国民的スポーツとして発展を遂げてきた我が国の野球を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

本年度、文部省は、「アマチュアスポーツ団体とプロスポーツ団体が連携協力を図る場として交流会議を開催し、アマチュアスポーツ団体、プロスポーツ団体の関係者、地方公共団体関係者等により、アマチュアスポーツ界の国際的な動向の把握、選手の育成、指導者の交流、地域の振興とアマ・プロスポーツとの関わり等について研究協議を行う」とし、初めてアマ・プロの交流を積極的に推進する施策を打ち出した。このことに象徴されるように、現在、アマ・プロ関係に対する認識についても大きな変化が見られている。

このような中であって、やや遅きに失した感があるとはいえ、アマ・プロすべての野球団体を網羅して設置された全日本野球会議は、野球界の新たな前進への萌芽である。

今後、これを萌芽から実りあるものに育てつつ、アマ・プロが一体となって、野球界を取り巻く諸課題に対し前向きに取り組むことがますます重要となつてきている。

日本野球連盟としても、こうした状況を踏まえ、時代の変化に適切に対応し、野球界のさら

なる発展に寄与するために、本連盟とプロ野球との関係について、そのあるべき姿をさらに検討し、より有効な手段を講ずる時期を迎えている。

本問題について、日本野球連盟関係者の活発な議論と提言を期待するものである。

〔注1〕

大学野球選手及び部員のプロ野球団への入団その他に関する規定

第一条 選手又は部員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 プロ野球団に正式に入団契約をすること
- 2 正式な入団契約でなくても、書類により本人又は親権者若しくは後見人がプロ野球団に入団の予約をすること
- 3 いかなる名目であるかを問わず、プロ野球団又はその関係者より直接又は間接に金品又は利益を受けること
- 4 プロ野球の練習に参加すること
- 5 プロ野球団のテストを受けること
- 6 特定のプロ野球団に入団する旨を表示すること

第二条 選手及び部員は、学生野球の本義にてらし、特にプロ野球団との関係については、世間の疑惑を招くことのないように注意しな

ければならない。

第三条 野球部は、選手又は部員に第一条又は前条の事実があると認めたときは遅滞なく、その者を退部させなければならない。

〔注2〕

高等学校野球選手及び部員のプロ入団その他についての規定

(試合の制限)

第一条 以下の各項に該当する者は、高等学校野球選手、部員としての資格を失う。従って、在学中に学校を代表するチームに加わって、試合または練習をすることは出来ない。

- (1) プロ野球団と正式に契約を結んだもの。
- (2) 正式の契約でなくとも、書類により、本人もしくは親権者がプロ野球団に入団の約束をしたもの。
- (3) いかなる名目であっても、プロ野球団ま

たはその関係者より直接、間接を問わず金

品を受けたもの。

- (4) プロ野球団の練習または試合に参加したもの。
- (5) プロ野球団のテストまたはコーチを受けたもの。
- (6) 特定のプロ野球団に入団する旨を表示したものの。
- (7) 日本学生野球協会のアマ資格の認定を受けていない元プロ野球選手の混っているチームとの試合に出場したもの。

第二条 全国高等学校野球選手権大会（予選を含む）、選抜高等学校野球大会、国民体育大会など日本高等学校野球連盟が主催する大会の参加選手は、たとえ自分のチームが敗れたのちでも、また退部しても、その大会が終了するまでは、一切プロ野球団との交渉を持つてはならない。

第三条 選手、部員は、野球部に籍のあるうちは、一切プロ野球団と入団についての交渉を

持つてはならない。もし交渉を持つ場合は、その以前に退部し、当該都道府県高等学校野球連盟の部員登録を抹消されていなければならない。

当該連盟は、登録を抹消した時は抹消の理由並びにその月日を直ちに日本高等学校野球連盟へ報告しなければならない。

第四条 プロ野球団との関係について、世間の疑惑を招くようなことがあったときは、その当該者またはそのチームの大会参加を取消すことがある。

〔注3〕

日本プロフェッショナル野球協約（一九九四年版）（抄）

第十五章 新人選手の選択

第一百三十三条（新人選手の選択） 球団は、

日本の中学校、高等学校、大学に在学し、または在学した経験をもち、いまだいずれの球

団とも選手契約を締結したことのない選手

（以下新人選手という）と、選手契約を締結するためには、選択会議で同選手にたいする選手契約締結の交渉権を取得しなければならぬ。

日本の中学校、高等学校、大学に在学した経験をもたない場合であっても、日本国籍を有する新人選手と選手契約を締結するためには、前記の規定に従わなければならない。

（一九七三・九・一四、一九七八・八・二一
（一一・二二発効）、一九九三・一一・四

改正）

第三百三十五条の四（日本野球連盟の選手）

日本野球連盟に所属する選手にたいしては、同連盟と日本プロフェッショナル野球組織との間の協定にもとづき、左記の方法により選択する。

- (1) 球団は、日本野球連盟所属選手が同連盟に登録後二年（シーズン）間はその選手と

選手契約を締結しない。

ただし、高校卒業の選手ならびに中学卒業の選手については、その選手が同連盟に登録後三年（シーズン）間はその選手が同連盟に締結しない。

日本野球連盟所属選手が大学（短大、専門学校を含む）中退選手（体育会に籍のあるもの）である場合は、この契約禁止期間に登録後二年（シーズン）とする。

- (2) 日本プロフェッショナル野球組織は、同一年度において、日本野球連盟に所属する同一チームから投手一名を超えて指名することはできない。

ただし、そのチームおよび日本野球連盟が指名することを承認した場合は、この限りではない。

- (3) 日本野球連盟登録選手にたいする球団の契約禁止期間は、その選手が禁止期間途中で退部した場合も本条(1)の適用をうける。

ただし、同連盟所属チームの解散または休部による場合は、この限りでない。

- (4) 日本野球連盟では選手の登録月日に拘らず、同連盟シーズン中の登録はすべて一シーズンと見なす。

第三百三十五条の五（選択選手数） 一 球団が選択会議で選択することができる新人選手の数は十名以内とする。このうち第一回に選択する二名以内を「指定枠採用選手」とし、第二回以降に選択する八名以内を「任意枠採用選手」とする。

第三百三十五条の六（希望調査） 球団は、「指定枠採用選手」として選択を予定する新人選手にたいし、所定の期間内にコミッショナー事務局を通じ当該新人選手が同球団との交渉を希望するか否かの調査を求めることができる。

ただし、新人選手が日本高等学校野球連盟所属選手である場合は除かれる。

〔一九九三・一一・四整理、改正〕

第三百三十八条（交渉権の有効期間と喪失）

球団が選択した選手と選択会議翌年の三月末日までに選手契約を締結し、支配下選手の公示をすることができなかった場合は、球団はその選手にたいする選手契約締結交渉権を喪失する。

ただし、日本野球連盟所属選手との選手契約締結交渉権は、選択会議翌年の一月末日までとする。

〔一九九三・一一・四改正〕

第三百三十九条（再選択） 選択した選手との選手契約締結交渉権を喪失した球団は、左記の場合を除き再び当該選手を選択することができない。

- 1・進卒その他の事由によりその選手が再び就学した場合。
- 2・当該選手が文書をもって再びその球団に選択されることを承諾する場合。
- 3・日本野球連盟所属チームの解散または休

部によりその選手が退部した場合。

- 4・選択された選手が、選択の対象となる次の選択会議で選択されなかった場合。
- 〔一九九三・一一・四改正〕

〔注4〕

日本野球連盟寄附行為施行細則（抄）

（プロ野球経験者及び関係者のコーチの手続）

第十九条 加盟チームは、選手の技術の向上を図るため、プロ野球経験者及びプロ球団等の関係者（以下「プロ野球関係者」という。）のコーチを受けることができる。

- 2 加盟チームは、前項の規定によりコーチを受けようとする場合、コーチ（プロ野球経験者・プロ野球関係者）届出書を事前に本連盟会長に提出しなければならない。

日本野球連盟登録規程（抄）

（資格要件）

第五条 加盟チーム及び競技者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 一定の職業に従事し、その職務のかたわら野球を行う競技者であること
- (2) 報酬を得る目的をもって野球を行うことでない加盟チーム及び競技者であること
- (3) プロ野球経験者を除く加盟チーム及び競技者であること

（プロ野球経験者の定義）

第九条 プロ野球経験者とは、日本プロフェッショナル野球組織と社団法人日本野球機構の機関、セントラル野球連盟とその構成球団及びパンフィック野球連盟とその構成球団に関係した者をいう。

- 2 プロ野球経験者をプロ野球選手等経験者とプロ野球役員等経験者に分け、その範囲

は次のとおりとする。

(1) プロ野球選手等経験者とは、前項の団体のうち球団の監督、コーチ及び選手であった者。

(2) プロ野球役員等経験者とは、前項の団体の役員、審判員、記録員、統計員、スカウト及びマネージャーであった者。ただし、プロ野球選手等経験者であった者は、前号の規定によるものとする。

(3) 他のアマチュア競技団体でプロフェッショナルと判定された者は、本連盟においても同様の扱いとする。

(プロ野球経験者の特例)

第十条 プロ野球経験者は、第五条第三号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は本連盟、地区連盟及び加盟地方団体の役員等並びに競技者とすることができる。

(1) 昭和三十六年十一月十二日以前に退団又は退任した者

(2) 加盟チームを構成する役員（以下「競技者（役員）」という。）として就任したプロ野球選手等経験者

(3) 本連盟、地区連盟及び加盟地方団体の役員等に選任されたプロ野球役員等経験者

(4) 本連盟、地区連盟及び加盟地方団体の競技力向上を職務とする委員等に選任されたプロ野球選手等経験者

2 前項第二号の規定により競技者（役員）として就任した者は、競技者（技術役員）と称し、監督及びコーチの職務に限るものとする。なお、競技者（技術役員）の人数は、一チーム二名以内とする。

3 競技者（技術役員）は、第一項第三号の規定にかかわらず、在任中に限り、本連盟、地区連盟及び加盟地方団体の役員等に就任することができる。

(競技者の資格喪失)

第十四条 競技者は、次の各号の一に該当した

ときは、競技者の資格を失うものとする。

(1) 日本プロフェッショナル野球組織を構成する球団（以下「プロ球団」という。）との間に、監督、コーチ及び選手として契約し、金銭を收受した者

(2) 日本プロフェッショナル野球組織を構成するすべての団体及びその団体に所属する個人と同一の催しの中で活動を行った者

2 前項第二号の規定は、会長が認めた場合はこれを適用しない。

(競技者の行為制限)

第十六条 競技者は、日本プロフェッショナル野球組織が行う選択会議の日から翌年度の社会人野球日本選手権大会の終了の日までの期間、プロ球団と交渉することはできない。ただし、所属チームが社会人野球日本選手権大会の予選又は本大会で敗退したときは、その日から交渉することができる。

2 選択会議で指名を受けた競技者の交渉及び契約の制限期間の始期は、前項の規定にかかわらず、選択会議翌年の二月一日からとする。

3 大学（短期大学を含む。以下同じ。）専修学校、各種学校、高等学校及び中学校を卒業又は中途退学し新規に登録した者は、登録後、次の期間、プロ球団と選手契約を締結することはできない。

(1) 大学、専修学校及び各種学校を卒業又は中途退学した者は二年（シーズン）

(2) 高等学校を卒業又は中途退学した者及び中学校を卒業した者は三年（シーズン）。ただし、前記の者のうち卒業後又は中退後、一年（シーズン）以上を経過した後に新規登録した者は二年（シーズン）

4 前項の規定にかかわらず、第六条の規定に基づく該当者については、次のとおりと

する。

(1) 制限期間は、在学中の登録年数は通算せず、卒業後（中途退学を含む。）の加盟チーム在籍期間とする。

(2) 卒業年次の競技者については、前項の規定は適用しない。

5 第一項及び第二項の規定は、加盟チームの解散に伴い競技者登録を抹消した者及び活動休止期間中の競技者についてはこれを適用しない。

（競技者の転籍再登録の制限）

第十七条 競技者（技術役員）が登録を抹消した場合は、登録抹消後一年間は転籍再登録することはできない。

（競技者の新規登録）

第二十条 加盟チームは、競技者として新たに加入した者を登録する場合、新規登録申請書（競技者）を本連盟会長に提出し、登録の承認を受けなければならない。ただし、大学等

及び高等学校に在学中又は中途退学した日本学生野球協会所属団体の登録抹消者は、当該野球部の退部証明書を併せて添付しなければならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、第六条の規定に基づく学生及び生徒の該当者は新規登録申請書（学生・生徒）、第十条第一項第二号の規定に基づくプロ野球選手等経験者は新規登録申請書（技術役員）及び第十条第一項の規定に基づく外国人は新規登録申請書（外国人）によるものとする。

（特例条項適用者の新規登録）

第二十一条 前条による新規登録申請書のうち、特例条項の適用により新たに登録しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(2) 第十条第一項第二号の規定によるプロ野球選手等経験者は、プロ球団等の退団又は退職を証明する書面を添付しなければ

ばならない。

（競技者の登録抹消）

第二十四条 加盟チームは、退部による競技者の登録を抹消する場合、登録抹消届（競技者）を本連盟会長に提出しなければならない。

2 加盟チームの競技者がプロ球団と契約を締結する場合は、その締結日以前に前項の手続をとらなければならない。

（プロ野球経験者の新規登録）

第三十二条 前二条による新規登録届（役員等）のうち、第十条第一項第三号及び第四号の規定に基づく特例により、本連盟、地区連盟及び加盟地方団体の役員等として新たに登録しようとするプロ野球経験者は、第九条第一項に掲げる団体の退職又は退団を証明する書面を添付しなければならない。

〔注5〕

全日本軟式野球連盟規程細則（抄）

四項 国民体育大会のチームの参加資格と編成

(イ) 成年一部（一般）

3 元職業野球競技者で連盟が認めた選手は競技者規程細則九項（イ）を適用する。

(ロ) 成年一部（壮年）

4 元職業野球競技者で連盟が認めた選手は競技者規程細則九項（イ）を適用する。

(ハ) 成年二部

4 元職業野球競技者で連盟が認めた選手は競技者規程細則九項（ロ）を適用する。

全日本軟式野球連盟競技者規程（抄）

第三条 職業野球競技者で退団後の連盟復帰に

ついては次による。

一、円満退団後満三年を経過した者で次の条件を具備した者に限り役員（審判員）、選手として復帰申請ができる。

提出書類

- 一 最終所属球団の円満退団証明書
- 一 履歴書
- 一 所属支部長（都道府県）の推薦書
- 一 再び職業競技者としての判定を受けることのない誓約書
- 二 復帰申請を受けた支部長は、資格審査を
行い、適格と認めた場合本連盟会長に申請
する。
- 三 本連盟の資格審査委員会は、審査の結果
を理事会の議を経て六か月以内に支部長に
報告する。

競技者規程細則（抄）

三項 職業野球競技者と一緒に競技または、練習することや催物等に出るときは連盟の承認が必要である。（職業野球競技者とは、球団の支配下選手、スカウト、マネージャー及びリーグ所属の審判員。）

四項 職業野球競技者から指導を受けることは

原則としていけないが、一時的（七日間以内）の場合に限り差支えない。

ただし、その指導者が試合でベンチに入ることはできない。

五項 職業野球の試合、または催物等の主催、後援、協賛等は差支えない。

またその収入が支部（末端）の発展のための資金等であれば差支えない。

この場合連盟の承認が必要である。

九項 職業野球競技者で連盟復帰した選手について

（イ）Aクラスへの登録は二名以内とし、四十五歳を越えた者は制限外とする。

（ロ）B・Cクラスへの登録は一名以内とし、四十五歳を越えた者は制限外とする。

（ハ）少年チームは各部とも監督、コーチとして登録できる。

〔注6〕

アマチュア野球関係者との確認事項（抄）

▽オリンピック候補選手のドラフト凍結について

・三年前（一九九三年）≦五人以内、二年前（一九九四年）≦十五人以内、一年前（一九九五年）≦二十人以内については、プロ側も受け入れる。

ただし、高校出身、大学出身の選手がオリンピック候補として社会人入りした後、オリンピック候補から外れた場合、大学出身二年、高校出身三年の除外期間が過ぎていなくても従来通り選択を可能とする。

（平成五年十一月四日 日本プロフェッショナル野球組織実行委員会決定）

日本野球界における主な組織の変遷

- 昭和11年2月 日本職業野球連盟設立
- 昭和14年当初 日本職業野球連盟を日本野球連盟と改称
- 昭和19年当初 日本野球連盟を日本野球報国会と改称
- 昭和19年11月 日本野球報国会の活動一時休止
- 昭和20年11月 日本野球報国会を日本野球連盟として再建
- 昭和21年2月 全国中等学校野球連盟設立
- 昭和21年8月 日本学生野球指導委員会設立
- 昭和21年8月 全日本軟式野球連盟設立
- 昭和21年12月 日本学生野球協会設立
- 昭和22年当初 国民野球連盟設立（プロ野球第二リーグとして組織、同年末解散）
- 昭和23年3月* 社団法人日本野球機構設立
- 昭和23年4月 日本野球連盟解散
- 昭和23年4月 株式会社日本野球連盟設立
- 昭和23年4月 全国中等学校野球連盟を全国高等学校野球連盟と改称
- 昭和24年2月 日本社会人野球協会設立
- 昭和24年11月 株式会社日本野球連盟解体

- 昭和24年11月 太平洋野球連盟設立
- 昭和24年12月* セントラル野球連盟設立
- 昭和25年1月* 日本アマチュア野球規則委員会設置
- 昭和25年2月 日本野球協議会（プロ野球の暫定的統制機関）設置
- 昭和26年4月* 日本プロフェッショナル野球組織設立
- 昭和26年6月 日本プロフェッショナル野球組織野球協約発効
- 昭和27年1月 全日本大学野球連盟設立
- 昭和28年2月* 財団法人日本学生野球協会設立
- 昭和28年4月* 財団法人全日本軟式野球連盟設立
- 昭和29年9月 日本アマチュア野球協会設立
- 昭和38年2月* 財団法人日本高等学校野球連盟設立
- 昭和39年当初* 日本リトルリーグ野球協会設立
- 昭和40年10月 社団法人日本野球機構定款改正
- 昭和41年9月 日本アマチュア野球協会解散
- 昭和42年3月 日本アマチュア野球国際委員会設置
- 昭和45年7月* 日本少年野球連盟設立
- 昭和48年1月* 日本リトルシニア野球協会設立

- 昭和54年1月* 太平洋野球連盟をパシフィック野球連盟と改称
- 昭和54年6月* 財団法人全日本大学野球連盟設立
- 昭和60年2月 日本社会人野球協会を日本野球連盟と改称
- 平成2年6月 日本アマチュア野球国際委員会解散
- 平成2年6月* 全日本アマチュア野球連盟設立
- 平成2年6月* 財団法人日本野球連盟設立
- 平成4年8月* 財団法人世界少年野球推進財団設立
- 平成6年4月* 全日本野球会議設置

（*印は現存の組織）

主な野球大会等の開始年

- 大正4年 全国中等学校野球優勝大会（昭和23年に全国高等学校野球選手権大会となる）
- 大正9年 全国実業団野球大会（大正15年まで存続する）
- 大正13年 全国選抜中等学校野球大会（昭和23年に全国選抜高等学校野球大会となる）

- 大正14年 東京六大学野球リーグ戦
- 昭和2年 都市対抗野球大会
- 昭和11年 日本職業野球リーグ戦（昭和24年まで存続する）
- 昭和21年 全日本軟式野球大会（昭和23年に天皇賜杯全日本軟式野球大会となる）
- 昭和25年 セントラル・太平洋（パシフィック）両リーグ戦
- 昭和25年 日本選手権シリーズ試合
- 昭和26年 オールスターゲーム
- 昭和26年 日本産業対抗野球大会（昭和48年まで存続する）
- 昭和27年 全日本大学野球選手権大会
- 昭和42年 全日本リトルリーグ野球選手権大会
- 昭和45年 日本少年野球選手権大会
- 昭和48年 日本リトルシニア野球選手権大会
- 昭和49年 社会人野球日本選手権大会
- 昭和51年 全日本クラブ対抗野球大会（平成2年に全日本クラブ野球選手権大会となる）
- 平成2年 WCBF・世界少年野球大会
- 平成3年 全日本アマチュア野球王座決定戦

参考(引用)文献

- 野球大観(昭和24年 旺文社)
 野球年鑑 一九五〇年版(昭和25年 同盟通信社)
 日本の野球発達史(昭和33年 北海タイムス社)
 学生野球要覧(平成5年 財団法人日本学生野球協会)
 競技者必携 一九九四(平成6年 財団法人全日本軟式野球連盟)
 日本プロフェッショナル野球協約(平成6年 財団法人日本野球機構)
 十年の歩み(昭和34年 日本社会人野球協会)
 評議員会議題(日本社会人野球協会 財団法人日本野球連盟)
 日本社会人野球協会会報(日本社会人野球協会)
 日本野球連盟連盟報(財団法人日本野球連盟)
 財団法人日本野球連盟例規集(平成6年 財団法人日本野球連盟)
 毎日新聞(昭和24年2月17日 昭和36年4月26日 昭和36年5月14日)
 朝日新聞(昭和36年4月5日 昭和36年4月26日)

野球におけるアマ・プロ関係の経緯と課題

平成六年八月二十五日初 版発行

平成六年十月 十日第二版発行

著者 小野 秀 夫

発行所 徳日本野球連盟

〒一〇〇一五一

東京都千代田区一ツ橋一丁目一番地

(パレスサイドビル内)

電話 〇三(三三二)一三二六七七六

FAX 〇三(三三二〇一)〇七〇七

印刷所 富士プリント株式会社

〒〇六四

札幌市中央区南十六条西九丁目

電話 〇一一(五三二)四七一一